

公民館における飲食行為の実態と施設環境 —船橋市における地域施設の整備過程に関する研究— その 4—

日大生産工(院) ○大川輝 日大生産工(院) 多田豊
日大生産工 浅野平八

1、研究の背景と目的

地域活動の拠点施設である公民館は、地域連帯意識の形成を図る重要な施設として全国各地でその役割を果たしてきた。

公民館で行われる活動の中で、飲食を伴う行為は、互いの気持ちをくつろがせ、親密度を高め住民の連帯性、協力性を高める効果を持っている。ここで公民館の設置に関わる法、規準には飲食禁止を定めてはいないが、市町村の内規では原則として禁止されている実態がある。本研究では、こうした制度や制限と実態とが大きく異なっている事に着目した。

2、調査方法

「原則館内での飲食は禁止」としている船橋市 24 の公民館を対象とし、公民館職員からヒアリングと館内の観察調査を行い実態を明らかにする。さらに公民館での活動を制限する諸制度と比較し、公民館内における飲食の問題点と有効性を考察する。調査は 8 月 23 日～9 月 19 日に 5 日間行った。

3、公民館での活動を制限する制度

地方自治法 第 10 章は「公の施設」¹について定めている。法第 244 条の 2 には「正当な理由が無い限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」とある。この場合、正当な理由に該当するか否かが重要であ

り、個々具体的な場合に応じて判断する必要がある。

社会教育法 第 5 章、第 23 条では公民館の運営方針を定めており、非営利、政治的中立、宗教的中立という禁止事項を明示している。

地方自治法、社会教育法で利用者を拒否する理由について整理すると表 1 のようになる。表 1 の 7 項目に直接飲食を表現する規定は見当たらない。

表 1 公民館活動を制限する制度

分類	内容	項目
2 地方自治法	・使用料を払わない場合	(1)
	・施設利用者が予定人数を超えている場合	(2)
	・その者に利用させると、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険性がある場合	(3)
	・独占的利用	(4)
法社会教育法	・政治活動（一定の政党の選挙支援活動）	(5)
	・宗教活動	(6)
	・営利目的の活動	(7)

しかし、親睦を目的とする会合で、飲食を前提とする場合（特に飲酒を伴う場合）利用者の声が騒がしくなる、匂い、ゴミの問題から、項目 3 の他者への迷惑行為に当てはまる可能性がある。また単なる遊興飲食になると、教育施設である公民館には相応しい行為とはいえない。車による来館者の飲酒行為も厳禁である。以上のような問題が、住民の親睦、交友、連帯性、協力性を高める行為として有効

Reality of wining and dining facilities and the environment in the KOHMINKAN

A study on the placing process of the community facilities in Funabashi city, 1946-2007. part 4

AkiraOKAWA, YutakaTADA, HeihachiASANO

である飲食を伴う会合を、管理者側が無条件に受け入れ難い要因と予想される。

4、船橋市における飲食行為の制限と実態

4-1 館内規則の関係による飲食の制限

パンフレット及びホームページ上で、利用者に公表されている注意事項を整理すると、飲食に関する6項目、部屋の利用方法に関する5項目、その他7項目（1項目は表1に関する内容）に整理できた。（表3）

表3 公民館使用上の注意事項

分類	内容	項目
飲食に関する注意事項	飲酒及び飲食を主たる目的とした利用。	(1)
	館内での飲酒はお断りします。	(2)
	使用後のゴミ(缶、ビン類、弁当の箱等)はお持ち帰り下さい。	(3)
	湯沸室の使用前後は、職員に連絡してください。	(4)
	湯茶の接待はすべてセルフサービスです。	(5)
	湯茶の道具は用意してありますが、お茶の葉はご持参ください。	(6)
部屋利用に関する注意事項	公の秩序や善良な風俗を乱す恐れのあると認められる場合、酒類の持込みや宴会等。	(7)
	会場使用後は、使用した設備等は元に戻し、部屋の清掃をお願いします。	(8)
	使用時間は厳守してください(時間内に準備、後始末をしてください)。	(9)
	室利用前と後は職員に連絡して下さい。	(10)
	許可された部屋または設備以外を使用する事はできません。	(11)
	表1に該当する利用。	(12)
その他の注意事項	公民館の建物および設備を損傷した場合、損害を賠償して頂きます。	(13)
	許可を得ずに、壁、柱等に貼紙をしない。	(14)
	駐車場が狭いので、自家用車での来館はご遠慮ください。	(15)
	火気の始末は特に厳守してください。	(16)
	煙草は所定の位置で、吸殻は必ず始末してください。	(17)
	消防法に抵触する場合。	(18)

飲食に関係する注意事項は、飲食で生じるゴミの処理に関すること、湯沸室の利用方法、飲酒の問題であった。また、部屋利用に関する注意事項の室利用後の清掃や、調理を行った場合の火気の始末なども飲食行為における注意事項に関係してくる。

管理者側はこれらの問題に対して、職員が口頭で注意する以外に、湯沸室や壁に注意書きを貼り付けるなどの方法で対応していた。

4-2 公民館での飲食行為の実態

ヒアリングと観察調査で明らかとなった飲食行為における場所と選択理由を表2に示す。

船橋市公民館では全館、飲食を主目的とす

る場合²は無いものの、会議室で昼食を取る

(写真1)、部屋の貸し時間前にロビーで飲料水を飲む、弁当や菓子を食べる、などの飲食行為は行われていた。さらに調理実習後の飲

食、会合の

打ち上げ、

反省会、敬

老会では乾

杯程度の飲

酒も行われ

ているとの

ヒアリング

をえた。ま

た午前から

午後へとま

たいて部屋

を借りてい

る場合、必然的にその部屋で昼食をとる場合

がある。部屋を貸した時間後に、ロビーなど

に置いてある机を囲んで飲食行為を伴った話

し合いなども行われていた（写真2）。

表2 飲食行為における場所の選択理由

ヒアリングにより飲食行為が確認できた室	選択理由
会議室	机・椅子がすでに配置されているので利用しやすい。高齢者が和室より椅子を好むため。
集会室	祭りの打上げや、敬老会など人数が多い場合に利用。
講堂	祭りの打上げや、敬老会など人数が多い場合に利用。
実習室(調理室)	調理実習後にその場で飲食を行うため。
和室	茶道サークルなどで利用。
音楽室	絨毯が敷かれているため、子供のお話などで利用。
体育・レク室	運動中などに水分補給などで飲料水を飲む。
エントランスロビー	料金を支払わなくても使える。知人の待ち合わせなどで休憩中に飲食。
各階オープンスペース	室の利用時間前や貸し時間終了後に親睦のため利用。

網掛け:実際に飲食を行っているところを確認できた場所。

利用者の飲食行為の場所選択要因は、飲食行為を行うのに相応しい設備がある事、自由に使える机・椅子があること、料金を払わなくても使えることがある。そのため調理実習の場合を除くと、調理できる場所、食器がある場所など飲食のための設備は選択の理由にはなっていない。また「館内での飲酒はお断りします」と注意を促しているが、敬老会、サークルの反省会・打ち上げでは飲酒を含む



写真1: 集会室での飲食



写真2: EVホールでの飲食

飲食行為が行われている。このことから飲食行為（酒類を含む）を交えた会合が親睦や交友を深める行為として重要である事がわかる。また、24 館中 11 の公民館で風除室や階段裏に飲料の自動販売機が置かれており、利用者にとって公民館での飲食は定着している。

4-3 飲食が行われている場所

①ヒアリング内容によるもの

職員へのヒアリングより、利用者の飲食行為が行われている場所は、使用料金を支払い貸し出された各室と、ロビーなどのオープンスペースであることが分かった。特に飲食行為が多い部屋は会議室、集会室である。

会議室、集会室は、机、椅子は、室の端に片付けられており、利用者が活動の時だけ机や椅子を活動しやすいように配置し、終了時に元の状態に戻す³。高齢者は集会室をヒザの痛み等身体上の問題から和室よりも好んで使う傾向がある。

実習室（調理室）は専門室として実習以外の目的での利用を制限されるため、実習後にその場で飲食を行わず、会議室などに移って試食を行う事が多い。

ロビーやE Vホールでは個人で飲料水を飲む程度で食事をする利用者は少ない。また講堂などに隣接している集会室や和室は、発表会などの控え室として利用され飲食が行われることがわかった。

②平面図によるもの

飲食に関する設備を備える空間は、常時自由に使える場所は湯沸室と、自販機が設置されているオープンスペース、料金を支払う事で利用できる実習室と和室であった。湯沸室の数と、実習室、和室内にある調理室、自販機の有無を整理したものが表4である。飲食に関する設備を備える空間で最も多いものは湯沸室であり 44 事例ある。和室や実習室などに付属している湯沸機や流し台は、その部屋を借りなければ使えない。

4 飲食に関する設備の設置数

区分	湯沸室	実習室	和室	自販機
1	4(1)	○	1(○)	○
2	2	○	1(×)	×
3	3(1)	○	1(×)	○
4	0	○	○	×
5	2	○	3(○)	×
6	3	○	1(×)	×
7	1	○	1(×)	○
8	1	○	1(○)	○
9	2(1)	○	×	○
10	1	○	1(×)	×
11	2	○	1(×)	×
12	4(1)	○	—	×
13	1	○	1(○)	○
14	2(1)	○	1(○)	○
15	3(1)	○	2(○)	×
16	4	○	1(○)	×
17	1(1)	○	1(×)	×
18	2(1)	○	1(○)	○
19	2(1)	○	○	×
20	1	○	1(×)	○
21	1(1)	○	1(×)	×
22	2(1)	○	1(○)	○
23	3(1)	○	1(×)	×
24	3(1)	○	1(×)	○

和 室の列の () は和室内の湯沸室の有無
湯沸室の列の () は事務室内の湯沸室
○は有ることを示す。

利用者が自由に使える湯沸室は、飲食行為による親睦において重要な設備であるが、現在では、ペットボトル飲料の普及から電気ポットでお湯を沸かすことも少なくなり、各階中心に多く設置されている湯沸室は有効に使われていない。

飲為で利用され難い、または利用を禁止されている部屋は 4 室あり、室名称と禁止の理由をまとめたものが表5である。

表5 飲食行為が禁止されている場所

室名称	理由
図書室	書籍の保存環境を維持するため。
講堂	客席が電動式の場合、機械の作動に影響するため。
音楽室	床材が絨毯の場合、臭いや汚れた場合の処理のため。
ロビー	児童館と併設されている公民館でロビーを共有する場合。

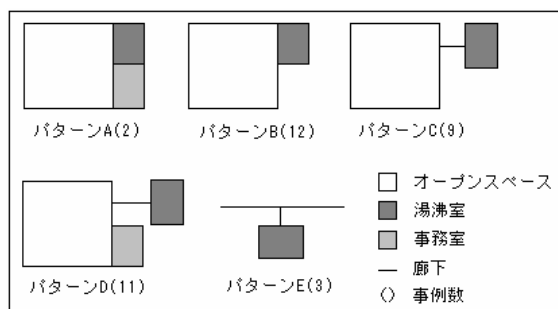
音楽室は飲食後の清掃の問題で禁止している。講堂では通常の場合は飲食可能だが、電動式の客席が出ている場合は飲食禁止となる。児童館との複合施設でありロビーを共有している場合、児童館が飲食禁止のため公民館側で飲食していると児童に説明がつかないとの理由で禁止されている。また完全に飲食禁止

という部屋は調査した 24 館の全館で図書室であった。公民館で飲食が禁止されている室・場所は限られている。

5、湯沸室の有効活用

施設内オープンスペース（ロビー、エントランスホール、EV ホール）にある机・椅子は自由に使い、料金も発生しない。そのため飲食行為が発生しやすいオープンスペースと、簡単な調理が可能な湯沸室の関係は、飲食行為の促進に繋がると考えられる。表 4 より 24 館中 21 館には自由に使える湯沸室が備えられ、同一平面上の湯沸室とオープンスペースの位置関係は室内に湯沸室がある場合を除く 37 事例がある。（図 1）

図 1 湯沸室とオープンスペースの位置関係



パターンDのようにオープンスペースに事務室が隣接されている事例は 11 事例あり、飲食行為が頻繁に行われるようになった場合に飲酒などにおける問題の管理においても有効である。パターンBは 2 階以上のエレベーターホールに多く見られ、果物をむく程度の簡易な調理を行い、オープンスペースで飲食を行える。パターンCも廊下を通して直接オープンスペースに繋がっており、パターンBと同様のことが言える。パターンEの同一階にオープンスペースが無いプランは、ペットボトルの普及により各室での湯茶サービスが減少しているため望ましくない。湯沸室で調理を行い、オープンスペースでの飲食行為は、公民館内の活気にも繋がり有効であると考えられる。

館内での飲食行為において、オープンスペースに直接面しているパターンA、Bが有効

であり、パターンAは 2 事例と件数は少ないが、事務室とも面しており、管理上でも適していると考えられる。

湯沸室にある設備（流し台、電気ポット、ガスコンロ、湯飲み、コップ）のほか、電子レンジ、調理器具、大皿、小皿など皿類、自動販売機などを設置することで、より飲食行為が行いやすい環境を整えることが出来る。

6、まとめ

- ・ 飲食行為はお菓子や飲物などの軽食から、敬老会などの会合で飲酒を伴うものまで幅広く行われている。
- ・ ゴミは持ち帰りで、室を元の状態に戻せる程度まで、飲食行為を許している。
- ・ 公民館での湯茶サービスは減少し湯沸室の利用は減少している。
- ・ 飲食禁止の部屋は図書室のみである。

公民館での飲食は利用者にとって定着しており必然的に行われ、住民の親密度を高め親睦、交友・協力を培うものとして役立っている。そのため飲食行為を極端に禁止する事は望ましくない。また湯沸室の設備をふやし、位置を変更し活用することで、飲食行為が発生しやすくなり、より公民館が親しみやすくなると考えられる。飲食行為に関係するゴミや、大声などの問題は利用者と管理者の注意で防げることが多く、問題に応じた対策をとり、積極的に飲食行為を受け入れて親しまれる公民館としてあることが重要である。

¹ 「公の施設」とは、普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設ける施設。

² 飲食専門店のように食事を取ることを目的とした行為

³ 集会室の使われ方は、浅野剛史「単位空間毎にみる計画内容の変遷」—船橋市における地域施設の整備過程に関する研究その 3—の 4-2 集会室を参照。

[参考文献]

1) 古川卓萬 澤井勝「逐条研究 地方自治法Ⅳ」(株) 敬文堂 2000, 1